

山梨県公報

第三百七号

令和四年

八月八日

月 曜 日

目次

○保安林の指定の予定(二件).....	四四九
○土地改良区の定款の一部変更の認可(二件).....	四四九
○土地改良区の解散の認可.....	四五〇
公告	
○採石業務管理者試験の実施.....	四五〇
○大規模小売店舗の新設に関する届出(二件).....	四五〇
公安委員会	
○技能検定員等審査の実施.....	四五二

告示

山梨県告示第百六十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和四年八月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 保安林の所在場所 南都留郡道志村字水ノ元一〇二二二、一〇二二二の乙
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 次の森林については、主伐は、択伐による。
字水ノ元一〇二二二・一〇二二二の乙(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

- その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び道志村役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第百六十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和四年八月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 保安林の所在場所 南都留郡山中湖村平野字以来一二九五(次の図に示す部分に限る。)
 - 指定の目的 土砂の流出の防備
 - 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 次の森林については、主伐は、択伐による。
字以来一二九五(次の図に示す部分に限る。)
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び山中湖村役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第百七十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、令和四年七月二十八日西沢堰土地改良区の定款の一部変更を認可した。

令和四年八月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県告示第百七十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、令和四年八月一日穂坂双葉畑かん土地改良区の定款の一部変更を認可した。

令和四年八月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県告示第七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第二項の規定により、令和四年七月二十九日猿橋土地改良区の解散を認可した。

令和四年八月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

公 告

● 採石業務管理者試験の実施

採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定により、採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和四年八月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 試験日時 令和四年十月十四日（金）午前十時から正午まで
- 試験場所 甲府市丸の内一丁目五番四号 恩賜林記念館大会議室
- 受験資格 年齢、性別、学歴、居住地及び国籍を問わない。
- 試験科目 次に掲げる科目について筆記試験を行う。
 - 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）
 - 岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項
- 受験手続
 - 提出書類
 - 受験願書
 - 採石業務管理者試験受験票（控）及び採石業務管理者試験受験票（採石業務管理者試験受験票（控）には写真（受験願書提出前六月以内に撮影した縦四センチメートルかつ横三センチメートル、無帽、正面上半身像のものであって、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）一枚をのり付けすること。）
 - 受験手数料 八千円（受験願書に八千円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。なお、受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。）

- 受験願書受付期間 令和四年九月二十一日（水）から十月五日（水）までの山梨県の休日を含め、平成元年山梨県条例第六号に定める県の休日を除く日の午前九時から午後五時までとする。ただし、郵送の場合は、同日までの消印のあるものは有効とする。
- 受験願書の提出先 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県林政部森林整備課
- 合格者の発表 令和四年十一月四日（金）に山梨県防災新館東側掲示板及び山梨県のホームページにおいて合格者の受験番号を発表するとともに、合格者に通知する。
- その他

九 その他

- 試験当日持参する物
 - 採石業務管理者試験受験票
 - 筆記用具

五）に問い合わせること。

● 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和四年八月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者

氏名又は名称及び法人にあっては 代表者の氏名	住所
株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木宏憲	石川県白山市松本町二千五百十二番地

二 届出の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 クスリのアオキ山寺店
 - 所在地 山梨県南アルプス市山寺字下河原千二百八十八番二外
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名 株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木宏憲	住所 石川県白山市松本町二千五百十二番地
--	-------------------------

3 大規模小売店舗の新設をする日 令和五年三月二十七日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 千三百二十九平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の位置及び収容台数

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 収容台数 五十台

(二) 駐車場の位置及び収容台数

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 収容台数 二十五台

(三) 荷さばき施設の位置及び面積

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 面積 十六平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 容量 十六立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社クスリのアオキ	開店時刻 午前九時	閉店時刻 翌午前零時
-------------------------------	--------------	---------------

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から翌午前零時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(1) 数 二箇所

(2) 位置 届出の図面のとおり

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後

- 十時まで
- 三 届出年月日 令和四年七月二十六日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和四年十二月八日まで

● 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和四年八月八日

一 届出者

山梨県知事 長 崎 幸太郎

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭	住所 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号第一福岡ビルS館四階
---	--------------------------------------

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 デイスクアントドラッグコスモス篠原店

(二) 所在地 山梨県甲斐市篠原字戸田道下八百三十四番一外

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭	住所 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号第一福岡ビルS館四階
---	--------------------------------------

3 大規模小売店舗の新設をする日 令和五年三月二十七日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 千二百九平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の位置及び収容台数

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 収容台数 四十五台

(二) 駐車場の位置及び収容台数

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 収容台数 二十五台

(三) 荷さばき施設の位置及び面積

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 面積 二十平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 容量 十八立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(1) 開店時刻 午前九時

(2) 閉店時刻 午後九時四十五分

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後十時まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(1) 数 二箇所

(2) 位置 届出の図面のとおり

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで

三 届出年月日 令和四年七月二十六日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和四年十二月八日まで

公安委員会

● 技能検定員等審査の実施

道路交通法（昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。）第九十九条の二第四項第一号イの規定による技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能

検定員審査」という。）及び法第九十九条の三第四項第一号イの規定による自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施する。

令和四年八月八日

山梨県公安委員会

委員長 武 田 信 彦

一 審査の種類 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許、大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、けん引免許、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る「技能検定員審査」及び「教習指導員審査」

二 審査日時及び場所

1 審査日時 令和四年九月十三日（火）から同月十六日（金）までの午前九時から午後五時まで

2 審査場所 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県総合交通センター

三 受付期間及び場所

1 期間 令和四年八月二十九日（月）から九月二日（金）まで

2 場所 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課教習所指導係

四 審査内容

1 技能検定員審査 技能検定に関する技能及び知識

2 教習指導員審査 教習に関する技能及び知識

五 審査手数料

1 技能検定員審査

(一) 大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免許 二万三千四百円

(二) 普通自動車免許 一万九千五百円

(三) 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及びけん引免許 一万四千七百円

(四) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許 二万五千五百円

2 教習指導員審査

(一) 大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免許 一万四千五百五十円

(二) 普通自動車免許 一万千八百五十円

(三) 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及びけん引免許 九千六百五十円

(四) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許 一万二千四百五十円

なお、いずれの審査手数料についても山梨県収入証紙により納付すること。

六 その他

1 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課（電話〇五五―二八五―〇五三三（内線五九二））に問い合わせること。

2 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出するとともに、その受けようとする審査に係る運転免許証を提示すること。

大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、当該審査の種類に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を提示すること。

なお、審査細目の免除者は、免除該当者であることを証明するものを添付し、申請すること。

発行者

山梨県

甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番